

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	情報公開・法務課	整理番号	1-2
処分の種類	公益法人の公益認定の取消し			
根拠法令条例等・条項	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第29条第1項及び第2項			
処分の概要	公益法人の公益認定の取消し			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第29条第1項及び第2項</p> <p>第二十九条 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消さなければならない。</p> <p>一 第六条各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>二 偽りその他不正の手段により公益認定、第十一条第一項の変更の認定又は第二十五条第一項の認可を受けたとき。</p> <p>三 正当な理由がなく、前条第三項の規定による命令に従わないとき。</p> <p>四 公益法人から公益認定の取消しの申請があったとき。</p> <p>2 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消すことができる。</p> <p>一 第五条各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったとき。</p> <p>二 前節の規定を遵守していないとき。</p> <p>三 前二号のほか、法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反したとき。</p>			
基準の制定根拠	—			